

せんだい

2月の窓口の動き

◇ 求人状況(パート含む)

■新規求人数は、13,213人となり、前年同月比で7.7%(947人)の増加となりました。平成27年1月から2か月連続で前年同月を上回りました。

■一般求人は前年同月比で平成26年1月以来13か月ぶりの増加となりました。産業別に前年同月比で見ると、「H運輸業・郵便業」、「I卸売業・小売業」、「N生活関連サービス業・娯楽業」等では増加し、「M宿泊業・飲食サービス業」、「Rサービス業」等では減少となっています。

■パート求人は、前年同月比で平成27年1月から2か月連続の増加になりました。産業別の前年同月比では、「I卸売業・小売業」、「P医療・福祉」、「Rサービス業」等では増加し、「J金融業・保険業」、「M宿泊業・飲食サービス業」等では減少となっています。

◇ 求職状況(パート含む)

■新規求職者数は6,081人で、前年同月比4.8%(281人)の増加となり、平成26年9月以来5か月ぶりに前年同月を上回りました。

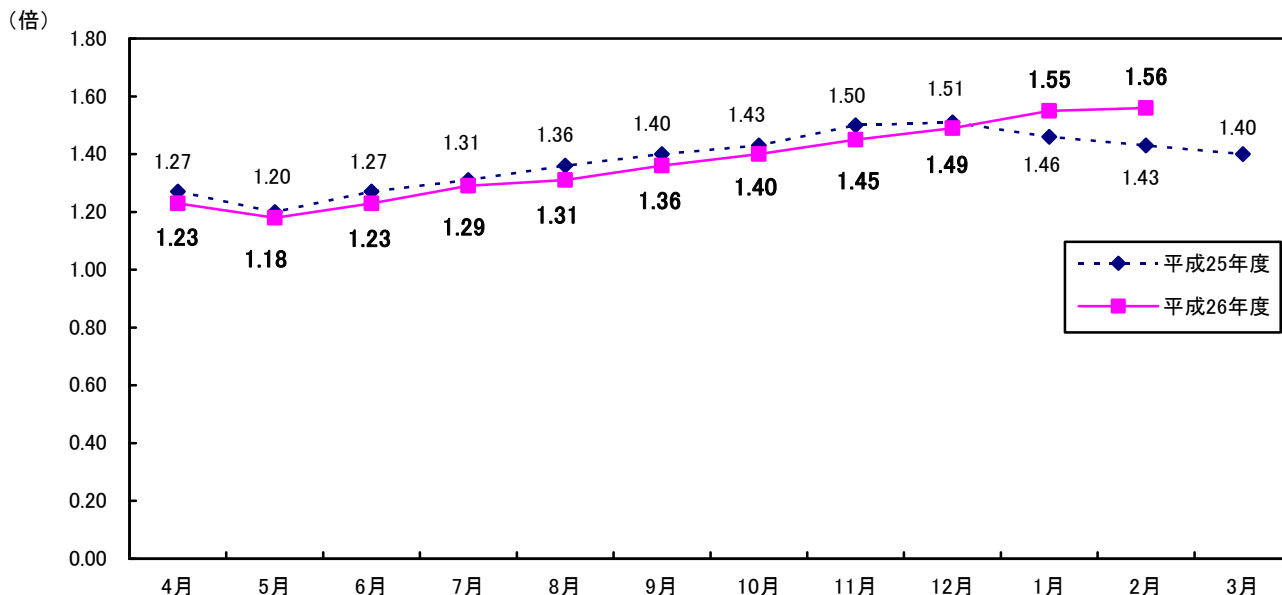
■ハローワーク仙台(本所)の常用就職希望者を態様別登録状況で見ると、前年同月比で「在職者」は3か月連続、「事業主都合による離職者」は10か月ぶり、「自己都合による離職者」は4か月ぶりにそれぞれ増加し、「無業者」は11か月連続で減少しました。

■月間有効求職者数は22,051人で、前年同月比4.5%(1,051人)の減少となり、平成23年9月から42か月連続で前年同月を下回りました。

◇ 求人倍率の状況(パート含む)

■有効求人倍率(原数値)は、1.56倍となり平成27年1月から2か月連続で前年同月を上回りました。

有効求人倍率の推移(パートを含む)



1 一般職業紹介状況（パートを含む）

項目	計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数	13,213	*	*	-4.9%	7.7%
月間有効求人数	34,455	*	*	5.8%	4.1%
新規求職者数	6,081	2,432	3,644	2.7%	4.8%
うち㊦	1,196	442	753	-16.0%	-4.5%
月間有効求職者数	22,051	9,358	12,677	5.1%	-4.5%
うち㊦	7,232	2,708	4,523	-3.6%	-10.8%
求人倍率	新規	*	*	-0.18ポイント	0.06ポイント
	有効	*	*	0.01ポイント	0.13ポイント
紹介件数	12,477	5,304	7,173	38.7%	6.0%
うち㊦	2,361	1,023	1,338	29.5%	-3.7%
就職件数	1,441	573	867	9.7%	-8.0%
うち㊦	349	146	203	5.1%	-8.6%
新規就職率	23.7%	23.6%	23.8%	1.5ポイント	-3.3ポイント

※16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

2 中高年齢者職業紹介状況（パートを含む）

項目	計	男	女	前月比	前年同月比
新規求職者数	2,124	961	1,160	7.8%	11.2%
月間有効求職者数	8,055	3,931	4,117	5.3%	-3.8%
紹介件数	4,698	2,321	2,377	51.1%	12.4%
就職件数	501	223	278	5.0%	-4.9%

* 16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

3 障害者職業紹介状況

項目	計	身体障害者	知的障害者	精神障害者 その他	前月比	前年同月比
新規求職者数	171	60	35	76	9.6%	12.5%
新規登録者数	83	28	20	35	25.8%	31.7%
就職件数	56	21	4	31	51.4%	-1.8%
月末現在 有効求職者数	2,058	762	249	1,047	-4.9%	9.2%

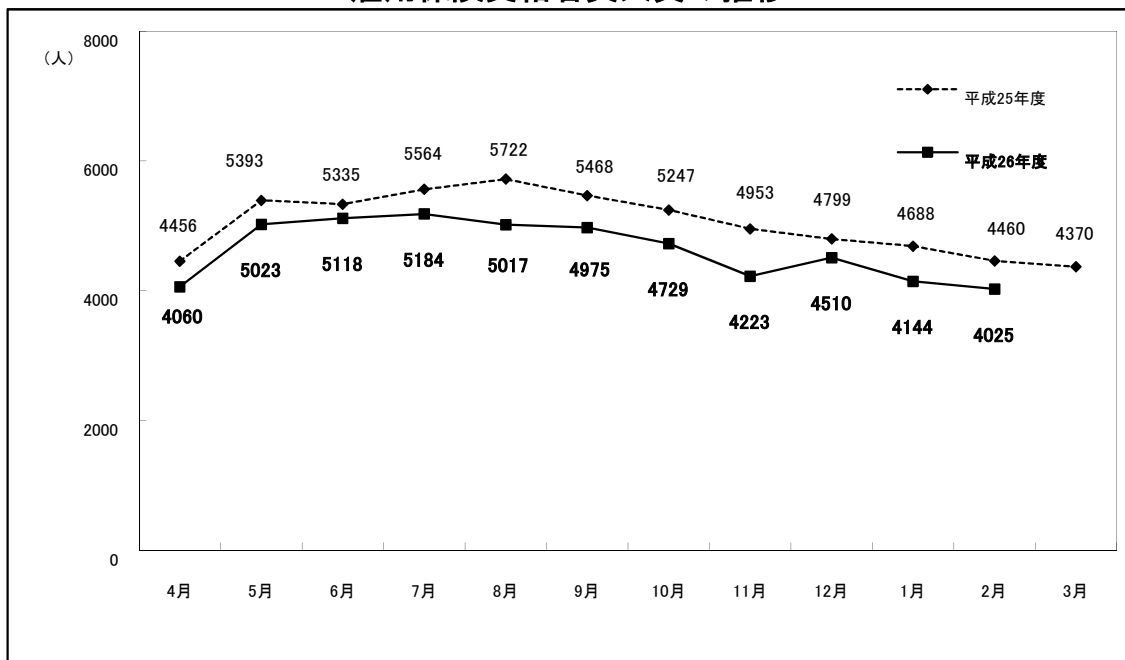
4 雇用保険取扱状況

(注) 金額の単位は千円

項目		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	90	*	*	5.9 %	-1.1 %
	廃止事業所数	25	*	*	13.6 %	8.7 %
	月末現在事業所数	21,157	*	*	0.3 %	2.2 %
被保険者関係	資格取得者数	6,139	2,823	3,316	-0.2 %	1.9 %
	資格喪失者数	5,538	2,713	2,825	-20.4 %	2.0 %
	離職票交付枚数	3,546	*	*	-22.2 %	-0.8 %
	月末現在被保険者数	451,778	263,459	188,319	0.1 %	1.2 %
一般給付	受給資格決定件数	1,092	451	641	-4.1 %	-2.7 %
	受給者実人員 (基本手当基本分)	4,025	1,497	2,528	-2.9 %	-9.8 %
	一般給付総額	472,344	202,475	269,869	-15.0 %	-12.2 %
高年齢雇用継続給付	実人員	6,893	5,885	1,008	1.4 %	13.8 %
	支給金額	172,283	151,845	20,438	0.6 %	14.1 %
育児休業基本給付	実人員	2,379	18	2,361	-8.1 %	2.6 %
	支給金額	303,598	3,476	300,123	-8.7 %	29.0 %
教育訓練給付一般教育訓練	受給者数	49	20	29	-30.0 %	16.7 %
	支給金額	1,689	900	789	-32.4 %	9.7 %

* 各金額は千円未満を四捨五入しているため、合計で若干の誤差を生じる場合がある。

雇用保険受給者実人員の推移



障害者を解雇する場合の届出について

事業主が常時雇用する身体・知的・精神障害者である労働者（重度身体・知的障害者、又は精神障害者である短時間労働者を含む。）を解雇する場合には、速やかに当該労働者の勤務先事業所を管轄するハローワークに対し、次の事項を記載した書面により届け出なければなりません。（障害者雇用促進法第81条）

- ・ 解雇する障害者である労働者の氏名、性別、年齢及び住所
- ・ 解雇する障害者である労働者が従事していた職種
- ・ 解雇の年月日及び理由

お問い合わせ ハローワーク仙台 専門援助第二部門
022-299-8829

一定期間内に相当数の離職者が発生する場合の届出について

再就職援助計画の作成

事業規模の縮小等に伴い、1ヶ月以内に30人以上の労働者（※1）が離職を余儀なくされることが見込まれる場合、最初の離職が発生する1ヶ月前までに、再就職援助計画を作成して、ハローワークに提出し、認定を受けなければなりません。（雇用対策法第24条）

大量雇用変動の届出

自己の都合又は自己の責めに帰すべき理由によらないで、1ヶ月以内に30人以上の離職者（※1）が発生する場合、最後の離職が発生する1ヶ月前までに、その離職者の数等について、大量雇用変動の届出を作成し、ハローワークに提出しなければなりません。（雇用対策法第27条）

- ※1 雇用期間が6ヶ月以上であれば、雇用期間に定めのある労働者も原則として対象になります。（雇用期間に定めのある労働者のうち一定期間雇用されている者については、雇用契約期間満了による雇止めの場合も対象になります）
- ※2 再就職援助計画の認定の申請をした事業主は、その日に大量雇用変動の届出をしたものとみなされます。
- ※3 「再就職援助計画」及び「大量雇用変動の届出」において対象者に障害者が含まれる場合は、その人数を内訳として記載していただく必要があります。

お問い合わせ ハローワーク仙台 企画情報部門
022-299-8814